○機械・農作業の共同化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	広島県安芸高田市吉田町隠地				
協定面積 13ha	田		畑	草地	採草放牧地
	13ha				
交付金額 1,046,776 円	個人配分		50%		
	共同取組活動 (50%)	研修会・先進地視察・役員手当		当 18.2%	
		鳥獣害防止		14.3%	
		水路・農道等の修繕		9.5%	
協定参加者	農業者 19人	非農業	绪 6人		

2. 取組に至る経緯

当地区は協定農用地全てが緩傾斜の地区であり、昭和59年~昭和61年にかけて圃場整備事業を実施したが、集落内に後継者がいない農家があり、農地が荒れる危機感から昭和61年に地域農業集団を立ち上げ、内部組織として共同利用の機械組合を組織した。

そのため、緩傾斜地も対象となった平成17年度から本制度を実施し、非農家も含め、 集落全員が参加することができた。

3. 取組の内容

集落内の農地は集落の者で守ることを基本に、高齢化等により耕作できなくなった農地は、定年退職した者が引き受けている。現在、8戸が地区内96,572㎡の農地を集積し、機械組合のトラクター・田植え機・コンバインを共同利用している。

機械の更新は、組合員8戸で対応し、交付金は鳥獣害防止のための防護柵設置や、簡易な災害復旧、農道の舗装に活用している。

また,転作作物の共同作業を推進するため,トウモロコシや景観作物の共同作付など試 作を行っている。



共同機械による作業



トウモロコシの共同作付作業

[集落の将来像]

○ 営農集団及び個々の農家が努力して耕作放棄地の発生を防止し、やむを得ず耕作が困難な農地が発生した場合、早めに役員に相談し、集落で対処協力して荒廃防止に努める。

「将来像を実現するための活動目標」

○ 水路・農道等の管理は集落全体で行い、必要に応じて修繕を行う。耕作が困難な農地が発生した場合、早めに役員の相談し集落で対処する。共同機械、施設利用の現状維持。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田 13ha) 個別対応

水路・作業道の管理

- ·水路 2.5 km, 年 1 回 清掃, 草刈
- ·道路 1.1 km, 年1 回草刈

共同取組活動

農地法面の定期的な点検 (年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能增進活動

景観作物作付け (景観作物としてコスモ スを約 0.1ha 作付けた。)

共同取組活動

--! :-- 農業生産活動の体制整備

集落を基礎とした営農 組織の育成

(機械の共同利用を 9.6ha (73.8%) 実施, 目標 9.6ha)

共同取組活動

4. 取組による変化と今後の課題等

本制度に取り組んだことにより、農家だけでなく非農家も含めて集落活動に対する意識 が向上し、女性や高齢者も積極的に活動に参加している。全員参加を掲げ、みんなで話を することが大事と感じている。

今後、転作への共同機械の活用を図り、共同機械の有効活用と共同作業を推進していく 必要がある。

また、草刈労力軽減のための防草シート設置など農作業等への活用だけでなく、集会所の設備改善など交付金を活用して集落環境の改善にも取り組んで行きたい。

[平成20年度までの主な成果]

- ・機械を共同利用することで集落の農地が守られた。
- ・景観作物の作付けにより、集落内の景観がよくなった。
- ・鳥獣害防止の柵を設置したことにより、猪、鹿の被害は減少した。
- ・集落全員の活動に対する意識の向上が見られるようになった。